第五十四条の二十一第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同項第一号中「（第八項において「信用金庫等」という。）」を削り、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同号イ中「（第八項において「従属業務」という。）」を削り、同項第二号中「当該会社の議決権を、」を削り、「並びに次条第七項及び第九項」を「及び第四号並びに第五十四条の二十二第七項及び第八項」に、「合算して、」を「合算してその基準議決権数（に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第三号中「前三号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、「（持株会社）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二号の二中「次条第一項」を「第五十四条の二十二第一項」に改め、「、当該会社の議決権を」を削り、「、同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

五　前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用金庫の第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該信用金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として内閣府令で定める会社

第五十四条の二十一第二項中「又は第二号の二」を「から第四号まで」に改め、同条第三項中「子会社対象会社のうち、第一項第三号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、「この条」の下に「及び第九十一条第一項第十九号の二」を、「とき」の下に「（第一項第五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該信用金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）」を加え、同条第四項中「となる」を「（第一項第五号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該信用金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる」に改め、同条第五項中「その」を「現に」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「信用金庫が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項の規定により」を「第三項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第四項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としようとするとき、又は第五項において準用する第三項の規定による認可を受けて現に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　信用金庫は、当該信用金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該信用金庫の子会社及び第一項第五号に掲げる会社（第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十四条の二十一の次に次の一条を加える。

（信用金庫による信用金庫グループの経営管理）

第五十四条の二十一の二　信用金庫（子会社対象会社を子会社としているものに限る。）は、当該信用金庫の属する信用金庫グループ（信用金庫及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2　前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一　信用金庫グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二　信用金庫グループに属する信用金庫及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三　信用金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四　前三号に掲げるもののほか、信用金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第五十四条の二十二第一項中「前条第一項第一号、第二号の二及び第三号」を「第五十四条の二十一第一項第一号、第三号、第五号及び第六号」に、「同項第二号の二」を「同項第三号」に改め、「いう。以下この条」の下に「及び第九十一条第一項第十九号の二」を加え、同条第四項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「（認可）」を削り、「限る。）。」を「限る。）」に改め、同項第三号中「限る。）。」を「限る。）」に改め、同条第七項中「前条第一項第二号」を「第五十四条の二十一第一項第二号」に、「又は特別事業再生会社」を「、特別事業再生会社又は同項第四号に掲げる会社」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第五十四条の二十一第一項第四号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「同項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第二号又は第二号の二」を「同条第一項第二号から第四号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9　第三十二条第七項の規定は、前各項の場合において信用金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第五十四条の二十三第一項第一号中「もの」の下に「（第十号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）」を加え、同項第二号、第三号及び第四号中「（以下」を「（第十号ロにおいて」に改め、同項第四号の二中「次項第七号」を「第十号ロ」に改め、同項第五号中「会社（以下」を「もの（第十号ロにおいて」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該信用金庫連合会、その子会社（第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ　従属業務

ロ　金融関連業務（当該信用金庫連合会が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該信用金庫連合会が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用金庫連合会が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合（当該信用金庫連合会が第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

第五十四条の二十三第一項第十一号中「当該会社の議決権を、」を削り、「次号」を「次号及び第十三号」に、「合算して、」を「合算してその基準議決権数（に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第十三号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会